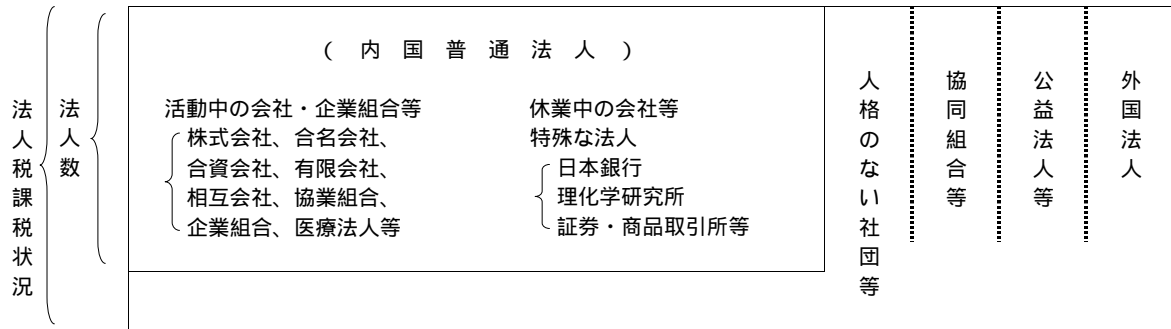


5 法人税

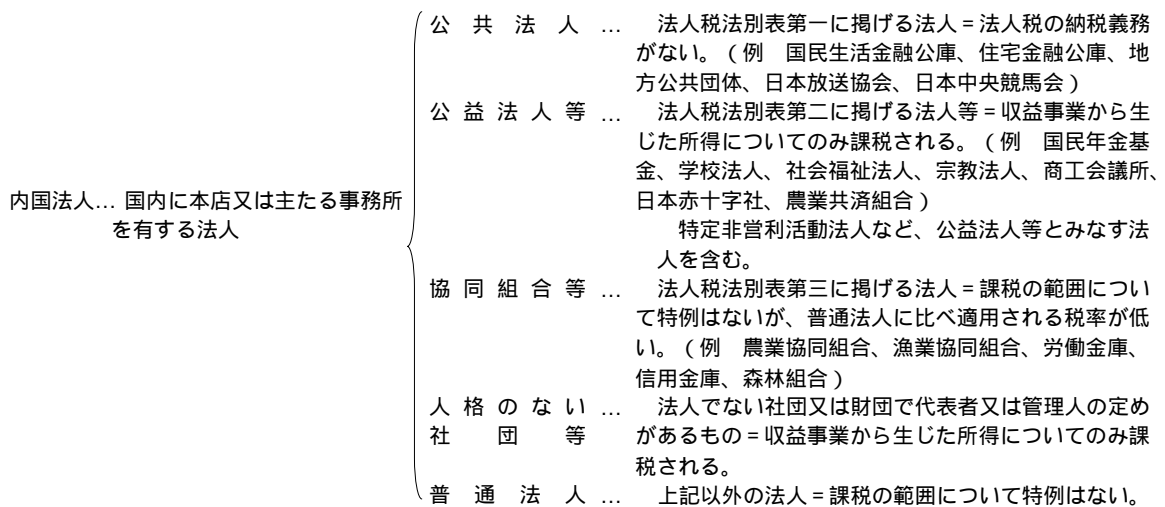
統計表を見るに当たって

1 この章の統計表は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況及び法人数の状況を、全数調査により調査・集計したものである（連結申告に関する計数は含まない）。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、「5-6 業種別、資本金階級別普通法人数」～「5-8 決算期別、資本金階級別普通法人数」の法人数は内国普通法人だけについて、業種別、資本金階級別等にその構造を示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 法人の種類及び課税の範囲



外国法人... 内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

3 用語の定義

- (1) 事業年度とは、原則として、営業年度その他これに準ずる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定めるものをいう。
- (2) 資本金とは、事業年度終了の時点における資本の金額又は出資金額であり、資本積立金額は含まない。

法人税の税率

1 各事業年度の所得	〔平成10年4月1日以降 に開始する事業年度〕	〔平成11年4月1日以降 に開始する事業年度〕
(1) 公益法人・協同組合等	25%	22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額	30%	26%)
(2) 普通法人・人格のない社団等	34.5%	30%
〔 資本金1億円以下の普通法人又は人格のない社 団等の所得金額のうち、年800万円以下の金額	25%	22%〕
2 各事業年度の退職年金等積立金		
退職年金等積立金額	1%	(注) 1%
(注) 平成11年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、 法人税を課さない。		
3 清算所得	〔平成10年4月1日から平成 11年3月31日までの解散〕	〔平成11年4月1日 以後の解散〕
(1) 協同組合等		
清算所得金額	23.1%	20.5%
(2) 普通法人		
清算所得金額	30.7%	27.1%
4 同族会社の留保金		
年3,000万円以下の金額		10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額		15%
年1億円を超える金額		20%

5 - 1 法人数等の状況

	法人数	所得金額				
		利益		欠損		
		事業年度数	金額	事業年度数	金額	
内 国 法 人 等 公 益 法 人 等 外 国 法 人 等 合 計	社		千円		千円	
	会社等	429,659	128,617	6,081,138,213	305,299	5,015,825,253
	企業組合	277	64	356,673	217	405,319
	相互会社	2	2	x	-	-
	医療法人	6,218	3,587	122,225,046	2,649	20,126,398
	特定目的会社	17	8	x	9	758
	中間法人	89	21	159,816	70	77,533
	計	436,262	132,299	6,628,965,025	308,244	5,036,435,260
	人格のない社団等	1,785	905	2,137,468	892	2,443,571
	農業協同組合及び同連合会	347	149	22,282,622	202	1,418,597
	消費生活協同組合及び同連合会	107	54	3,900,484	54	416,446
	中小企業協同組合(企業組合を除く。)	3,015	1,552	10,722,883	1,511	3,325,411
	漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	307	124	869,009	184	1,758,722
	森林組合及び同連合会	802	350	1,654,192	466	454,820
その他	3,213	1,479	76,759,076	1,781	23,341,311	
計	7,791	3,708	116,188,266	4,198	30,715,306	
公益法人等	6,158	2,921	25,557,899	3,253	32,944,698	
外国法人	335	80	15,193,727	260	566,909	
合計	452,331	139,913	6,788,042,384	316,847	5,103,105,744	

調査対象等：平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成17年6月30日現在の業績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づいて作成した。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。